生活困難を抱える男女に関する検討会開催要綱

平成20年9月9日 内閣府男女共同参画局

1 趣旨

新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する課題は、男女共同参画社会の形成を促進する上で基礎となる重要な課題であることから、今後、男女共同参画会議が重点的に監視・影響調査を行う課題として取り上げることとなった。

そこで、男女共同参画会議並びに監視・影響調査専門調査会の審議の基礎資料とするため、新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女の実態等について専門的に調査分析することを目的として、学識経験者の参集を求めて「生活困難を抱える男女に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2 検討事項

検討会においては、以下の事項に関して調査分析等を行い、その成果を監視・影響 調査専門調査会に報告する。

- (1) 生活困難を抱える男女の実態把握
- (2) 生活困難が生じた背景要因、派生的問題等
- (3) その他

3 検討会の運営

- (1) 検討会は、男女共同参画局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会においては、必要に応じ、その他の学識経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 検討会の庶務は、男女共同参画局調査課において行う。